

農耕車両などをお持ちの皆様

軽自動車税の申告はお済みですか？



課税の分類

農作業に使うトラクタやコンバイン、土木作業や運搬作業に使うミニショベルカーやフォークリフトなどは特殊自動車に分類されており、大きさや最高速度などの条件によって、それぞれ**軽自動車税**と**固定資産税（償却資産）**の対象となります。

※固定資産税（償却資産）については下記の固定資産税担当へお問い合わせください。



対象車両

◆小型特殊自動車 = **軽自動車税**

- ・最高速度が35km/時未満の農耕車両（乗用装置あり）
- ・基準以下のミニショベルカー、フォークリフトなど

◆大型特殊自動車 = **固定資産税（償却資産）**

- ・農耕車両（乗用装置なし）
- ・最高時速が35km/時以上の農耕車両（乗用装置あり）
- ・基準以上のミニショベルカー、フォークリフトなど

基準の詳細は裏面をチェック！



軽自動車税の考え方

軽自動車税は4月1日時点で所有していることが課税の対象で、**申告と標識(ナンバープレート)の取り付けが地方税法で義務付けられています。**

公道を走行しない（工場内や田畑、私有地内でしか使用しない）車両も、**現在使用していない（破損または不使用の）車両も、4月1日時点で所有していればその年度は課税対象**です。

購入や譲渡されたことにより**対象車両を取得・保有してる場合は、必ず申告しナンバープレートの交付**を受けてください。

車両が不要となった場合は、**必ず対象車両の処分（廃棄・売却・譲渡）**を行い、町へ**廃車申告とナンバープレートの返却**を行ってください。町への申告をしないと課税は継続されます。



交付に必要なもの

- 販売証明書または譲渡証明書
- 本人確認書類（顔写真入りのもの）
- メーカー名／車台番号／製造番号／排気量 分かるもの（カタログや車体記載箇所の写真など）

※取得経緯等によって上記書類が用意できない場合はお問い合わせください。

申告・お問い合わせ先

長瀬町役場税務会計課 TEL:0494-66-3111
 軽自動車税担当（内線 112）
 固定資産税担当（内線 113）



長瀬町公式マスコットキャラクター

とろにゃん



特殊自動車の分類

【農耕作業用】	【荷役運搬・土木建設作業用】	【大型特殊自動車】
<ul style="list-style-type: none"> ・農耕用トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車（コンバイン） ・田植機 ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショベルローダ（ミニバックホウ含む） ・タイヤローラ ・ロードローラ ・グレーダ ・ロードスタビライザ ・スクレーパ ・ロータリ除雪自動車 ・アスファルトフィニッシャ ・タイヤドーザ・モータスイーパ ・ダンパ ・ホイールハンマ ・ホイールブレーカ ・フォークリフト ・フォークローダ ・ホイールクレーン ・ストラドルキャリア ・ターレット式構内運搬自動車 ・自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポールトレーラ ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車



乗用装置がない	乗用装置がある
---------	---------



最高速度 35km/時未満	最高速度 35km/時以上	車両の ・長さ 4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ 2.8m 以下 ・最高速度 15km/時以下
------------------	------------------	---



全てを満たす場合

どれか1つでも超える場合



固定資産税 償却資産	小型特殊自動車 軽自動車税 (農耕用) 年額 2,400 円	大型特殊自動車 固定資産税 償却資産	小型特殊自動車 軽自動車税 (その他) 年額 5,900 円	大型特殊自動車 固定資産税 償却資産	大型特殊自動車 固定資産税 償却資産
---------------	---	--------------------------	---	--------------------------	--------------------------

申告していない該当車両をお持ちの方は、
令和6年度中に申告をしてください。
来年度以降不申告が判明した場合、
遡及課税や10万円以下の過料が課せられる
場合があります。

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

